

令和7年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

4 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数 (令和7年2月分)	・ ・ 1
2. 令和7年 春の交通安全運動について	・ ・ 5
3. 事故ゼロを目指す日チラシ	・ ・ 10
4. 安全性優良事業所認定の取得および更新に係る事前説明会開催について	・ ・ 12
5. 香ト協優良従業員表彰推薦方について	・ ・ 14
6. 四国運輸局長表彰に係る候補者の推薦について	・ ・ 16
7. 香川県トラック・ドライバーコンテストの開催について	・ ・ 22
8. 香川県フォークリフト運転競技大会の実施について	・ ・ 25
9. 乗務員講習会のご案内	・ ・ 27
10. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・ ・ 31
11. 令和7年度運行管理者基礎講習開催のご案内	・ ・ 34
12. 令和7年度運行管理者一般講習開催のご案内	・ ・ 35
13. 「eナスバ」 スタートのお知らせ	・ ・ 37
14. 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について	・ ・ 38
15. 陸災防香川県支部の皆様へ	・ ・ 40

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和7年2月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和7年2月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和7年2月の運賃指数の概要

1. 令和7年2月の運賃指数は、前月比増減なし、前年同月比13ポイント増の139となった。
2. 2月末現在の求車登録件数は、152,435と前年同月比16,053増(12.1%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,608
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	263,169

※令和6年度は令和7年2月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

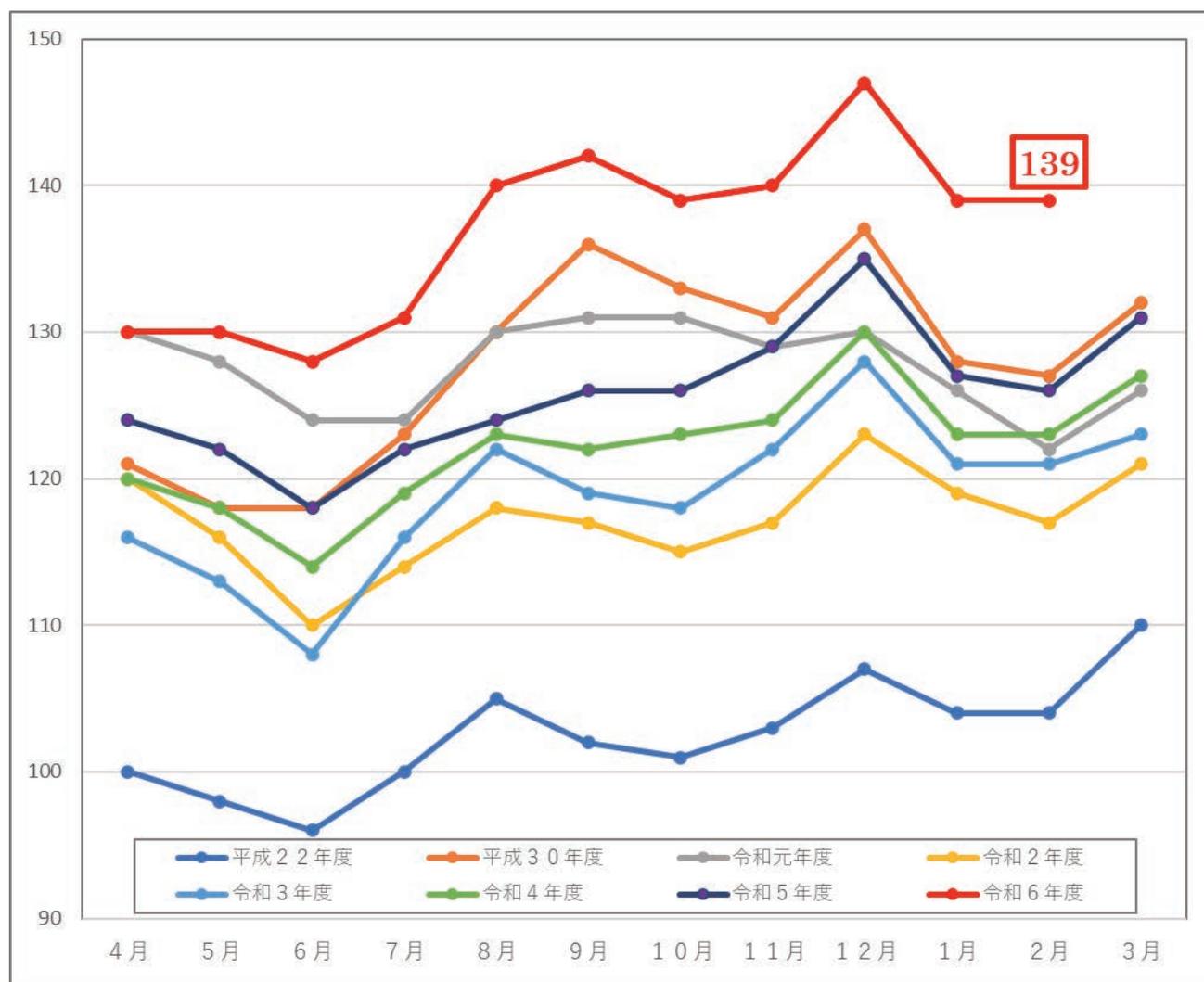
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,722,079

荷物情報 (求車)	令和7年2月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	152,435	16,053	12.1%	19,448	14.6%
成約件数	23,041	-720	-3.0%	-160	-0.7%
成約率	15.1	-2.4ポイント	—	-2.3ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	

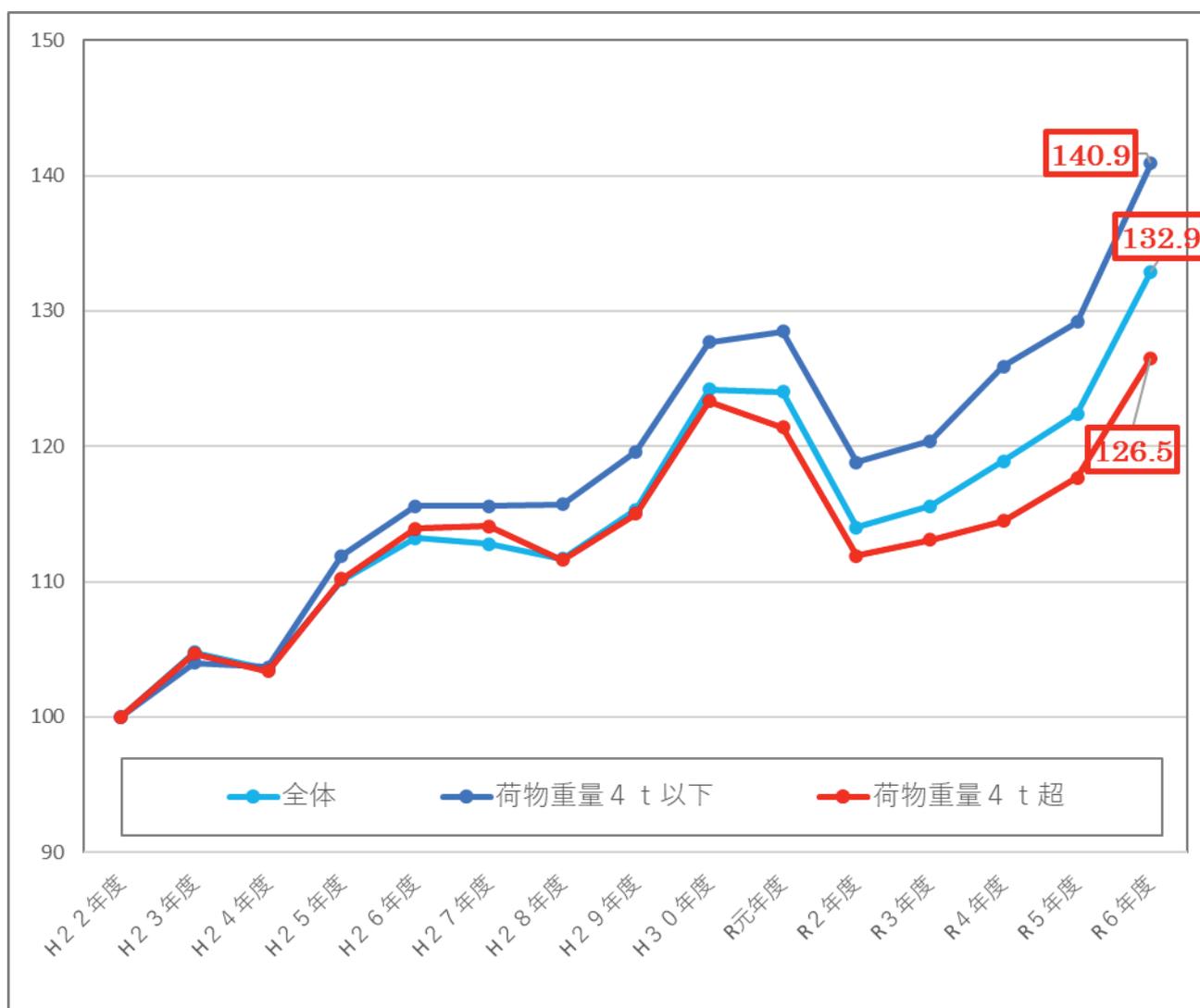


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	132.9
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	140.9
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.5



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

子どもを始めとする
歩行者が
安全に通行できる
道路交通環境の確保と
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と
ながら運転等の根絶や
シートベルト・
チャイルドシートの
適切な使用の促進

自転車・
特定小型原動機付自転車
利用時の
ヘルメット着用と
交通ルールの遵守の徹底



春の全国交通安全運動

4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」



【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト



内閣府 香川県交通安全県民会議

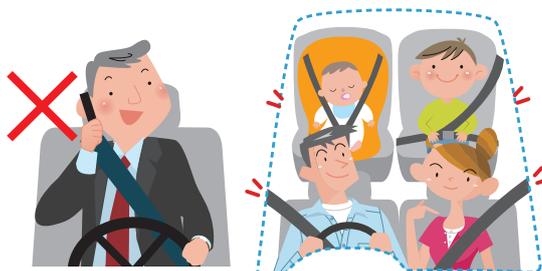
こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

- 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道を渡りましょう。
- 左右の安全をよく確認してから横断しましょう。
- 手を上げるなど、ドライバーに横断する意思を伝えましょう。



歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- 横断歩道は歩行者絶対優先！横断歩道の手前では減速し、歩行者がいる場合は一時停止しましょう。
- 携帯電話等を使用しながらの運転は絶対にやめましょう。
- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトの着用を徹底し、6歳未満の幼児にはチャイルドシートを正しく使用しましょう。6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長などの体格に合わせましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

○「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

- 自転車、特定小型原動機付自転車に乗る時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。自分の命を守るために着用し、交通ルールを守って安全走行しましょう。



飲酒運転の根絶

○飲酒運転は重大な犯罪です！

身勝手な飲酒運転により尊い命が奪われています。

- ①お酒を飲んだら「運転しない」
- ②運転する人には「お酒を飲ませない」
- ③お酒を飲んだ人には「運転させない」



令和7年

春の全国交通安全運動 推進要綱

期間：令和7年4月6日(日)～令和7年4月15日(火)

4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

運動重点

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

運動の推進要領

○ 県市町

- ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車、デジタルサイネージ等、各種媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の高揚を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。

○ 各推進機関・団体

- ・ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
- ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

○ 家庭・学校・職場・地域

- ・ 幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や広報啓発活動を積極的に推進する。

効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

令和7年 春の全国交通安全運動 運動重点と推進項目

重点1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

○こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ・ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ・ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ・ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進



○歩行者の正しい横断方法の実践

- ・ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ・ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- ・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進



重点2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシート の適切な使用の促進

○運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ・ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ・ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進



○ながら運転の根絶

- ・ 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- ・ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進



○妨害運転等の防止対策

- ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



○高齢運転者の交通事故防止対策

- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル（#8080：シャープハレバレ）の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

重点2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシート の適切な使用の促進（続き）

○二輪車運転者に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ・ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- ・ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ・ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

○自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ・ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ・ 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底



○自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ・ 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進



○特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

重点4 飲酒運転の根絶

○飲酒運転の根絶

- ・ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

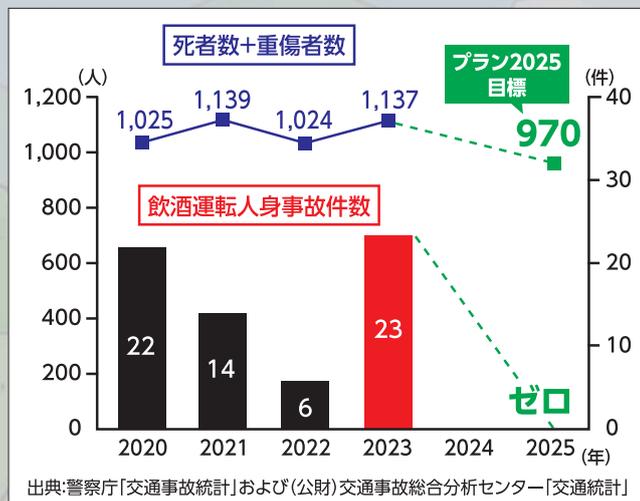


4月10日※・9月30日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です!



事業用トラックによる悲惨な交通事故は後を絶たず、死者・重傷者数は増減を繰り返し、飲酒運転による人身事故は急増しています!

交通事故ゼロの実現に向けて 安全運転の確保に努めましょう!

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は**厳禁**です!

あおり運転



交通の危険のおそれを生じさせた場合

3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**
違反点数 **25点** **免許取消**(欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役又は**100万円以下の罰金**
違反点数 **35点** **免許取消**(欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

6か月以下の懲役又は**10万円以下の罰金**
違反点数 **3点** 反則金(大型車) **2万5千円**

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**
違反点数 **6点** **直ちに刑事手続きへ**



ながらスマホ

速度超過等



とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの**最高速度が時速90キロに引き上げられました***が、**不正改造(リミッター解除)**などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、**車両通行帯違反(右側車線を走行し続ける)**や、**車間距離の不保持**といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く
※実際の道路標識等の最高速度が優先

運転マナーを遵守しよう!

ペットボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう!

トラック輸送に関する安全対策(危険運転、スピードリミッター不正改造等)、環境対策(アイドリングストップ、騒音等)についてのご意見は右記までお願いします。

全日本トラック協会
「ご意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/ippan/maibox.html>



事務連絡

令和7年4月1日

会員各位

香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

一般社団法人香川県トラック協会

会長 楠木 寿嗣

安全性優良事業所認定の取得及び更新に係る事前説明会開催について

拝啓 陽春の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機関及び当協会の事業推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国貨物自動車運送適正化実施機関では平成15年度から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者に対する安全性意識のさらなる向上を目的に「安全性評価事業」（略称：Gマーク）を展開しております。

つきましては、安全性評価事業における評価を新たに希望する事業所及び更新事業所を対象とした標記説明会を下記のとおり開催しますので、参加を希望される事業者は、4月25日（金）までに別紙参加申込表をご返信ください。

なお、令和5年度からWeb申請になり、「安全性に対する取組みの積極性」の項目も変更されましたので、更新事業所の皆様にはご配慮賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和7年5月8日（木）13時30分 ※受付13時～
2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館6階 「インペリアル」
高松市福岡町2丁目2-1 TEL：087-821-8500
3. 内 容 安全性評価事業の概要他について（予定）
4. 対 象 者 （1）安全性優良事業所認定の更新を希望する会員
（2）新たに安全性優良事業所認定の取得を希望する会員

参加申込表

令和7年5月8日（木）、ホテルパールガーデンにて

開催される「安全性評価事業事前説明会」に参加します。

事業者名	
営業所名	
ご出席者名	
申請予定内容 (○印記入)	新規 ・ 更新
	認証番号： () ※更新の場合は、カッコ内を含めて記載ください。

【返信先】香ト協FAX：087-821-4974

(4月25日（金）〆切)

香ト協第87号
令和7年3月24日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

香ト協優良従業員表彰に係る候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の表彰基準に該当し、一般社団法人香川県トラック協会長表彰の表彰基準に達した優良従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を4月17日(木)までに、事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、過去に同表彰において受賞歴がある等重複推薦とならないよう予めご留意くださいます。

敬 具

記

1. 表彰区分と表彰基準（基準日 すべて令和7年4月1日現在）

・運転手（役員は除きます）

A-第1種表彰 同一事業者に引続き勤務し、且つ3年以上運転業務に従事し、その期間中、無事故で勤務成績が優秀で他の模範となる者

A-第2種表彰 同一事業者に引続き勤務し、且つ5年以上運転業務に従事し、その期間中、無事故で勤務成績が優秀で他の模範となる者

A-第3種表彰 同一事業者に引続き勤務し、且つ10年以上運転業務に従事し、その期間中、無事故で勤務成績が優秀で他の模範となる者

・運転手以外の者（事務員、整備士等で役員を除きます）

B-第1種表彰 同一事業者に10年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範となる者

B-第2種表彰 同一事業者に20年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範となる者

2. 申込方法

「香ト協優良従業員表彰推薦書兼宣誓書（様式1）」及び「優良従業員推薦調書（様式2）」に必要事項をご記載いただき、4月17日（木）までに事務局まで郵送ください。（データによる記入をご希望の場合は、予め担当者までお問い合わせください。）

3. 問合せ先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 明石）

電話番号 087-851-6381

以上

香ト協優良従業員表彰推薦書兼宣誓書

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣 殿

住 所
事業者名 ⑩
代表者名

次のとおり、香ト協優良従業員表彰の表彰区分と表彰基準に該当する従業員について提出する情報に相違がないことを宣誓するとともに、以下のとおり推薦いたします。

区分・人数	A－第1種表彰	名
	A－第2種表彰	名
	A－第3種表彰	名
	B－第1種表彰	名
	B－第2種表彰	名
申込担当者	役職名	
	氏 名	
	T E L	
	F A X	

(添付書類)

様式2 香ト協優良従業員表彰推薦調書

(送付先)

〒760-0066 高松市福岡町3丁目2-3 一般社団法人香川県トラック協会 管理課宛

(締 切) 令和7年4月17日(木) 香ト協必着

香ト協第88号
令和7年3月24日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

四国運輸局長表彰に係る候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記表彰について次の基準を満たす候補者を推薦されたい場合は、申請書類に必要事項を記載され、6月27日（金）までに事務局までご提出ください。

敬具

記

1. 表彰対象者（基準日 すべて令和7年11月20日現在）

（1）永年勤続の功労

貨物運送事業の従業員として、30年以上業務に精励し、勤務成績が優秀で他の模範となる年齢50歳以上の者

（2）自動車関係事業の功労

次のいずれかに該当する者であって、その功績が顕著で年齢50歳以上の者

ア. 事業者団体（香ト協）の役員として15年以上在任している者

イ. 貨物運送事業に30年以上従事し、現在役員として3年以上在職している者

ウ. 貨物運送事業の役員として17年以上在職している者

※但し、上記に該当する場合でも、貴事業所が事故報告の必要な事故を起こした場合又は行政処分を受けた場合等は一定期間表彰の対象とならない場合があります。また、本人の運転経歴も一定期間問われます。

2. 提出書類（提出方法 郵送）

（申請様式）推薦書、履歴書、功績調書

※履歴書ならびに功績調書は、記載例のとおり詳細に記載ください。

※データによる記入をご希望の場合は、予めお問い合わせください。

（添付資料）運転免許証（写）、戸籍抄本（4月21日以降取得分）、運転記録証明委任状

3. 問合せ先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 明石）

電話番号 087-851-6381

以上

四国運輸局長表彰推薦書兼宣誓書

一般社団法人香川県トラック協会

会 長 楠木 寿嗣 殿

住 所

事業者名

㊟

代表者名

次のとおり、四国運輸局長表彰基準に該当する候補者について提出する情報に相違がないことを宣誓するとともに、以下のとおり推薦いたします。

(候補者データ)

(ふりがな) 候補者名	
区 分	永年勤続 ・ 自動車関係事業の功労 ※該当する区分に○印を記載ください。

(連絡先担当者)

役 職 名	
氏 名	
電話番号	(F A X)

【提出書類】

(申請書類)

- ・ 四国運輸局長表彰推薦書兼宣誓書
- ・ 履歴書（様式1）
- ・ 功績調書（様式2）

(添付書類)

- ・ 運転免許証（写し）
- ・ 戸籍抄本（4月21日以降取得分）
- ・ 運転記録証明委任状

【提出先】

〒760-0066 高松市福岡町3丁目2-3

一般社団法人香川県トラック協会 管理課宛

功 績 調 書

やま だ た ろ う
 氏 名 山 田 太 郎
 生年月日 昭和27年 4月 5日生

(戸籍のとおり記載のこと／注意すべきは、齊藤・斉藤、廣嶋・広島など)

1. 性 行

温厚柔和な人柄で努力家でもあります。
 (候補者の人柄が伺える表現をして下さい。)

2. 事 績

(例1) 事業従業員としての功績 (永年勤続の功労) 250字以上。功績の部分については詳しく記入下さい。

昭和〇〇年〇月〇日に(有)〇〇運送入社以来〇〇年間にわたり、大型貨物自動車の運転手として長距離運行に従事してきたが、現在に至るまで人身事故はなく、勤務成績も優秀で確実に業務を遂行し荷主等の信頼も得て、会社の業務運営に大きく貢献してきました。また、後輩運転手等の良き指導者として、他の運転手の模範となっており、その功績は顕著であります。

(例2) 事業役員としての功績 (自動車関係事業の功労) 300字以上。功績の部分については詳しく記入下さい。

昭和〇〇年〇月〇日に有限会社〇〇運送を設立し、昭和〇〇年〇月〇日に代表取締役役に就任し、企業経営に邁進、車両5台で(株)〇〇〇〇の〇〇〇〇を県内配送していたが、地元〇〇〇〇(株)からの輸送依頼をきっかけに、業務範囲を拡大、平成〇〇年には△△〇〇(株)の需要に応え車両数も20台に拡大させた。その後も多種多様な荷主ニーズにこたえるための設備の導入や人材開発、交通事故防止や労働災害防止のための安全教育、安全性優良事業所の認定等により、荷主企業から絶大なる信頼を得て、着実に実績を伸ばしております。

(3) 団体役員としての功績

香ト協役員としての功績は香ト協で作成します。

履 歴 書

本 籍 香川県高松市番町4丁目1番10号
 現住所 〒760-0066 香川県高松市福岡町3-2-3

やま だ た ろう
 氏 名 山 田 太 郎
 生年月日 昭和27年 4月 5日生

1. 学 歴

昭和49年 3月31日 香川大学経済学部経済学科卒業
 (最終学歴だけで結構ですが、通信教育や定時制を修了し、入社年以降の卒業となる場合は、前学歴も併記して下さい。)

2. 職 歴

- (1) 業務歴 ※現会社だけでなく勤めた会社すべてを記入下さい。
 ※年月日は、必ず日にちまで記入下さい。
 ※始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確にお願いします。

自 平成 2年 4月 1日 ○○運送株式会社 取締役
 至 平成 8年 5月31日

自 平成 9年 6月 1日 ○○運送株式会社 代表取締役
 至 現在

- (2) 団体役員歴 該当があれば記入
 (3) 公 職 歴 該当があれば記入
 (4) そ の 他 該当があれば記入

3. 賞 罰 (すべての受賞内容をもれなく記載下さい。)

平成〇〇年 3月 1日 20年間の無事故を達成し、高松北警察署長より
 表彰を受ける

※ 記載すべきか否かで迷われる内容は、記載しておいて下さい。

功 績 調 書

本 籍

現 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

1. 性 行

2. 事 績

(1) 事業従業員としての功績

(2) 事業役員としての功績

(3) 団体役員としての功績

履 歴 書

本 籍
現 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

1. 学 歴

2. 職 歴

(1) 業務歴

(2) 団体役員歴

(3) 公 職 歴

(4) そ の 他

3. 賞 罰

令和7年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和7年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について
(出場選手募集)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、トラックドライバーの関係法令や車両構造の専門的な知識、運転技能を競い合う標記コンテストを次のとおり開催することといたしました。

つきましては、参加をご希望される事業者は競技内容及び参加資格をご確認の上、お申し込みください。

敬具

記

1. 実施日 令和7年6月15日(日)9:00 開会(受付8:30から)
※雨天決行。なお、台風等実施が困難と予測される場合は、
6月22日(日)に延期いたします。
2. 会 場 高松自動車学校(高松市上天神町646番地)
3. 競技内容 学科(交通法規・構造・運転常識)
実科(日常点検・運転技能)
※実科競技のうち日常点検は、競技当日に示す指定点検項目について点検動作の審査を行います。

4. 参加資格 次の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。
- ①会員事業所の在籍従業員であって、推薦時において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故、無違反であること。
 - ②全国大会で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞の受賞者及び各部門を通じて全国大会に2回出場していないこと。
(但し、平成12年度以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。)
5. 注意事項 無資格の方、参加申込日から大会当日までの間に事故を起こされた方及び違反を犯された方の入賞については取り消しとなります。
6. 申込方法 令和7年5月12日(月)までに別紙申込書類をファックスにてお送りください。
送信先FAX番号 087-821-4974
7. その他
- ・参加資格を審査するため、事務局にて運転経歴証明書の申請を行います。後日、運転記録証明書交付申請書を送付いたしますので、必要事項を記載し、本人の承諾を得た上でご返信ください。
 - ・トレーラ部門の参加者が少数の場合の実科競技は大型車(10t車)を使用します。
8. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会(担当 白井)
電話番号 087-851-6381 FAX番号 087-821-4974

令和7年度 香川県トラックドライバー・コンテスト申込書

一般社団法人 香川県トラック協会長 殿

当社は、当社在籍である次の者を貴会主催コンテストに申し込みいたします。

(事業者名等を記載ください。)

会社名・営業所名	
(申込担当者)	(役 職)
電話番号 F A X 番号	(電 話) (F A X)
メールアドレス	

(出場を希望される方について記載ください。)

1	ふりがな 氏 名		所属営業所名
	生年月日	西暦 年 月 日 / 性別 男・女	
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2 トン部門 ・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門	
2	ふりがな 氏 名		所属営業所名
	生年月日	西暦 年 月 日 / 性別 男・女	
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2 トン部門 ・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門	

令和7年4月1日

会 員 各 位

陸運労災防止協会香川県支部
支部長 楠 木 寿 嗣

第32回香川県フォークリフト運転競技大会の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業活動に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当支部は遵法精神と安全意識の高揚及びフォークリフト運転の知識と技術の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止活動の推進に資するため、標記大会を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴社のフォークリフト運転業務従事者から選抜を頂き、本大会への参加方につきまして、格段のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和7年5月31日（土）9：00～13：00
(参加者多数の場合は終日)
2. 会 場 (株)タクテック 高松市香西南町277-1
3. 部 門 一般の部・女性の部
4. 種 目 学科競技・点検競技・運転競技
5. 参加資格
①当支部会員事業場の従業員であること。
②フォークリフト運転技能講習修了後、1年以上経過していること。
6. 参加費 無 料
7. 締 切 令和7年5月9日(金)
8. そ の 他 優勝者は、愛知県で開催される全国大会へ香川県代表として推薦いたします。また、参加者には記念品を贈呈いたします。

令和7年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和7年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和7年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第254回	令和6年4月26日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第255回	4月26日(土) 13:30 ~ 16:30	
	第256回	6月28日(土) 9:00 ~ 12:00	
	第257回	6月28日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第254回(AM) ・ 第255回(PM) ・ 第256回(AM) ・ 第257回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第254回(AM) ・ 第255回(PM) ・ 第256回(AM) ・ 第257回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第254回(AM) ・ 第255回(PM) ・ 第256回(AM) ・ 第257回(PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和7年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和7年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和7年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第116回	令和7年 5月24日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第117回	5月24日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第116回(AM) ・ 第117回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第116回(AM) ・ 第117回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第116回(AM) ・ 第117回(PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和7年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・8回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和7年 4月10日(木)	第5回 10月9日(木)
第2回 6月5日(木)	第6回 12月4日(木)
第3回 7月10日(木)	第7回 令和8年 1月22日(木)
第4回 9月11日(木)	第8回 2月5日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和7年 5月22日(木)	第5回 令和8年 1月15日(木)
第2回 7月3日(木)	第6回 3月5日(木)
第3回 9月18日(木)	
第4回 11月6日(木)	

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
	令和7年 4月10日(木)		10月 9日(木)
	6月 5日(木)		12月 4日(木)
	7月10日(木)		令和8年 1月22日(木)
	9月11日(木)		2月 5日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
	令和7年 5月22日(木)		令和8年 1月15日(木)
	7月 3日(木)		3月 5日(木)
	9月18日(木)		
	11月 6日(木)		

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

令和7年度基礎講習開催のご案内

独立行政法人 自動車事故対策機構 高松主管支所

令和7年度運行管理者等基礎講習の開催につきまして、以下の通りご案内申し上げます。

1. 開催日時等

【対面方式】

業 態	開 催 日	会 場	時 間
貨 物	6月5日(木)～7日(土)	香川県トラック総合会館5F (香川県高松市福岡町3丁目2-3)	1日目 10:00～16:45 (受付は9:15からです)
貨 物	6月10日(火)～12日(木)		2日目 9:30～16:00
貨 物	令和8年1月27日(火)～29日(木)	香川県立文書館 (香川県立図書館2F) (高松市林町2217-19)	3日目 9:30～16:00

【動画視聴方式】

業 態	開 催 日	会 場	時 間
貨 物	令和8年1月15日(木)～17日(土)	香川県トラック協会 安全研修センター3階 (高松市福岡町3丁目3-6)	1日目 9:30～17:00 (受付は9:00からです) 2日目 9:30～16:30 3日目 9:30～16:00

* 日時、会場等は都合により変更する場合があります。

* 3日間連続の講習会です。1日でも欠席すると未修了となりますのであらかじめご了承ください。

2. 対象者

- (1) 運行管理者に選任されており、過去に基礎講習を受講していない方
- (2) 運行管理者の補助者に選任される方(基礎講習を受講していないと選任できません)
- (3) 運行管理者試験の受験資格が必要な方
- (4) その他受講を希望される方

3. 申込方法(予約制)

令和7年4月1日(火)より、自動車事故対策機構のホームページ「インターネット講習予約システム」

(<https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>)から、予約申込みをお願い致します。

* FAX 及び郵送は、4月10日(木)から予約受付開始。

* 基礎講習の修了をもって運行管理者試験を受験する方は、「ナスバ講習予約確認書」を印刷して、運行管理者試験の受験申請書に添付して下さい。

4. 当日持参するもの

- (1) **ナスバ講習予約確認書**(予約時に印刷してご持参下さい)、**筆記用具**。
- (2) **受講料 1人 8,900円(税込) ※全員**
※協会の助成対象外です *おつりが無いようお願い致します。
- (3) **写真付き身分証明書(自動車運転免許証等) 受付時ご本人確認致します。**

* 今年度より運行管理者等指導講習手帳は不要です。代わりに修了証明書を交付致します。

※運行管理者試験を受験される方は、基礎講習の申込みとは別に(公財)運行管理者試験センターに対しても、受験申請手続きが別途必要となりますのでご注意ください。

【講習に関するお問合せ先】

自動車事故対策機構 高松主管支所
Tel 087-851-6963、Fax 087-851-6962

【運行管理者試験に関するお問合せ先】

公益財団法人運行管理者試験センター
Tel 03-6635-9400

令和7年度一般講習開催のご案内

独立行政法人 自動車事故対策機構 高松主管支所

令和7年度運行管理者等一般講習の開催につきまして、以下の通りご案内申し上げます。

1. 開催日時および開催場所

開催日および開催場所等については、裏面をご覧ください。

○開催時間：(対面方式) 10:00～16:45 (受付 9:15～)

(動画視聴方式) 10:00～16:45 (受付 9:15～)

※ 観音寺開催は 10:00～16:45 (受付 9:30～)

(都合により会場、日程・時間の変更をお願いする場合がありますのでご了承下さい。)

※香川県トラック総合会館においては、駐車場に限りがありますので、乗り合わせ等によりお越し下さいますようご協力お願い致します。

2. 対象者

- (1) 令和6年度に基礎講習又は一般講習のいずれの講習も受講していない運行管理者
- (2) 今年度新たに運行管理者に選任された方
- (3) 自動車運送事業者であって2024(令和6)年4月1日以降に死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした営業所の運行管理者、及び法令の安全確保違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者
- (4) その他、受講を希望される方

3. 申込方法 (予約制)

令和7年4月1日(火)より、自動車事故対策機構のホームページ「インターネット講習予約システム」

(<https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>)から、予約申込みをお願い致します。

* FAX及び郵送は、4月10日(木)から予約受付開始。

* 予約無しで来られた場合、受講できないことがあります。必ず予約申込みの上お越し下さい。

4. 当日持参するもの

(1) ナ斯巴講習予約確認書(予約時に印刷してご持参下さい)、筆記用具。

(2) 受講料 1人 3,200円(税込) *おつりが無いようお願い致します。

* 香川県トラック協会会員事業者の方は受講料の補助がありますので、当日受付での受講料のお支払いは不要です。

(3) 写真付き身分証明書(運転免許証等) *受付時ご本人確認致します。

* 今年度より運行管理者等指導講習手帳は不要です。代わりに修了証明書を交付致します。

【講習に関するお問合せ先】

自動車事故対策機構 高松主管支所

香川県高松市福岡町3-3-6 TEL 087-851-6963、Fax 087-851-6962

「令和7年度 運行管理者等一般講習開催日および実施会場(貨物対象)」

【対面方式】

開催地	対象業態	開催日	会場名	所在地
坂出	貨物	8月7日(木)	四国交通共済会館	香川県坂出市番の州公園6-6
	貨物	8月8日(金)		
高松	貨物	9月4日(木)	香川県立文書館(香川県立図書館2F)	高松市林町2217-19
	貨物	9月5日(金)		
坂出	貨物	11月27日(木)	四国交通共済会館	香川県坂出市番の州公園6-6
	貨物	11月28日(金)		

【動画視聴方式】

※「動画視聴方式」による講習は、会場内に設置されたPC等で職員監督のもと動画を視聴していただく方式です。

開催地	対象業態	開催日	会場名	所在地
観音寺	貨物	7月4日(金)	ハイスタッフホール	香川県観音寺市観音寺町甲1186-2
	貨物	7月5日(土)		
高松	貨物	7月11日(金)	香川県トラック協会安全研修センター3F	香川県高松市福岡町3丁目3-6
	貨物	10月3日(金)		
	貨物	10月4日(土)		
	貨物	令和8年1月開催予定		
	貨物	令和8年2月開催予定		
	貨物	令和8年2月開催予定		
小豆島	貨物	令和8年2月開催予定	フレトピアホール	香川県小豆郡土庄町甲267番地78

※日時、会場等は都合により変更する場合があります。

○受講料 1人 3,200円(税込)

令和7年4月1日(火)より、自動車事故対策機構のホームページ「インターネット講習予約システム」

(<https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>)から、予約申込みをお願い致します。

*インターネット環境の無い方

自動車事故対策機構高松主管支所・講習担当までご連絡下さい。

FAX及び郵送は、4月10日(木)から予約受付開始。ただし、定員になり次第受付を締め切ります。



独立行政法人自動車事故対策機構



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

令和7年4月
高松主管支所

「eナスバ」スタートのお知らせ

運行管理者指導講習がeラーニングで受講可能に

運行管理者指導講習について、ナスバでは、新たに国土交通省よりeラーニング講習の認定を取得し、これまでの対面・動画視聴講習に加え、令和6年12月から、一般講習及び基礎講習のeラーニング講習（eナスバ）を開講いたしました。

「eナスバ」では、AIによる本人認証等の不正受講防止対策を行い、対面等の講習と同等の水準での指導講習を提供、インターネットを利用し、お手元のカメラ付きパソコン・タブレット等から、いつでも任意の場所で受講いただけます。

受講者の皆様方の利便性に大いに資するものとなっておりますので、ぜひご利用ください。

受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします！

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。
さらに、受講期間内であれば確認したい講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

5. 領収書や修了証明書も「eナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、8月受講の場合、8/1から受講が可能となり、8/30までに受講を完了する必要があります。（受講期間を任意に設定することはできません。）

また、申込期間は、受講する月の前々月中旬から前月初旬となります。詳細期日は、ナスバHPをご参照ください。

※2 交付金（各協会による受講料等の助成）については、香川県バス協会、香川県トラック協会までお問い合わせください。

eナスバ（eラーニング講習）の申込みURL

https://www.nasva.go.jp/fusegu/moushikomi_shidou.html

※ 従来からの対面（動画視聴）講習も、こちらからご予約できます。



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、あいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部
▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251

